

『東京大学教職員の倫理保持のための規範』の制定について

社会連携講座等検証・改革委員会倫理ワーキンググループ

倫理規範策定タスクフォース座長

理事 角田喜彦

東京大学（以下、「本学」という。）は、2024年から2025年にかけて報道のあった社会連携講座（臨床カンナビノイド学講座）にかかる事案を受けて、「社会連携講座等検証・改革委員会」を設置し、社会連携講座等に対するガバナンス状況等について検証し制度の改革策を取りまとめました。

その改革策の一つである、倫理保持に関し本学教職員としての心構えや留意すべき事項を示す「東京大学教職員の倫理保持のための規範」（以下、「本規範」という。）の策定にあたっては、「社会連携講座等検証・改革委員会」の下に置かれた「倫理ワーキンググループ」における議論により、ワーキンググループの委員に加え、研究倫理、労働法などに造詣の深い教職員や教育部局の部局長からなる「倫理規範策定タスクフォース」を設置し、検討を行うこととなりました。

その後、タスクフォースにおいて議論を重ねて本規範の原案を作成し、大学執行部及び研究科所長からの意見を踏まえ、取りまとめに至ったものです。

本規範が、教職員にとって、自ら主体的に高い倫理を保持し、国民の信頼に応える姿勢を示すための拠り所となることを期待します。

「倫理」という言葉は様々な場面で用いられており、例えば科学者の心構えとしての「研究倫理」や、ライフサイエンス研究にまつわる「生命倫理」、また、情報システムの利用にかかる「情報倫理」等が挙げられるところ、本規範でいう「倫理」とは、本学教職員としての品位・品格を指すものとなります。

この度の本規範制定の背景には、以下の2つの事柄があります。

一つは、本学で生じた遺憾な事態です。本学の社会連携講座（臨床カンナビノイド学講座）に関する事案は、本学に対する社会の信頼に関わる重大な事案です。とりわけ、高額な供応接待を繰り返し受けていたこと、さらにその中に性風俗店におけるサービスが含まれていたことが、本学の一部教職員の倫理観の欠如を露呈するものとして厳しい批判を受けました。本学として真摯な反省を示し、また、社会の信頼を取り戻すため、教職員の倫理の向上を図ることが不可欠です。

もう一つは、本学では従来、教職員に求める倫理行動規準や、利害関係者等との間における禁止行為等に関する規範として「東京大学教職員倫理規程」、「東京大学医学部附属病院教職員倫理規程」及び「東京大学医科学研究所教職員倫理規程」（以下、「倫理規程」という。）

が制定されていたところ、より包括的な上位規定となる倫理規範は存在しませんでした。また、倫理規程に禁止されている行為以外にも教職員として避けるべき行為など、その辺縁を含め、本学の教職員として常時保持すべき心構えについて整理が必要でした。

これらの背景のもとで制定された本規範は、次の①～④のような構成となっています。

- ① 倫理規程の前提となる理念を前文及び「1. 倫理保持の原則」に記載。
- ② 倫理規程上の禁止行為について、その意義を理解し遵守を求める旨を「2. 東京大学教職員倫理規程等の遵守」に記載。
- ③ 倫理規程上の禁止行為ではないものの、教職員として相応しくない行為等について「3. 本学教職員として相応しい行動の確保」に記載。
- ④ 教職員として、大学の名誉・信用を傷つける行為又は素行不良により秩序・風紀を乱す行為が認められた場合は、懲戒処分の対象となることに言及し、教職員の心得について「4. 違反行為等が及ぼす影響」に記載。

本規範に照らせば、先の事案で生じたような、職務上関わりがある者とともに性風俗店におけるサービスを利用する行為は、たとえ倫理規程上の禁止行為ではないとしても、教職員として相応しくない行為であることは言うまでもありません。

本規範制定の背景となった事案は、大学への信頼を毀損し、教育研究活動そのものの発展を妨げるものであり、本学教職員として決して許されることではありません。本規範は、かかる事態を未然に防ぐことができなかった事を大学として重く受け止め、真摯な反省を示すものです。本学の教職員が一丸となって本規範の内容を実現することにより、失われた社会の信頼を少しでも取り戻し、教育研究並びに診療等の活動を発展的に実施していくなければなりません。

また同時に、本規範は、現在及び将来の本学教職員に対して、日本を代表する卓越した学問の府である本学の一員であることに高い志と強い矜持、責任感を持った行動を訴えるものであります。

本タスクフォースとしては、本規範が本学教職員に深く共有され、本学教職員としての使命及び責任を果たすための支えとなるとともに、失われた社会の信頼を取り戻す契機となることを期待します。

〈参考〉

倫理規範策定タスクフォース委員名簿

(敬称略；○は座長)

| | |
|----------|---------------|
| ○角 田 喜 彦 | 理事 |
| 佐 藤 岩 夫 | 執行役・副学長 |
| 伊 藤 たかね | 副学長 |
| 遠 藤 勝 之 | 副理事 |
| 村 本 由紀子 | 大学院人文社会系研究科長 |
| 神 吉 知郁子 | 大学院法学政治学研究科教授 |
| 岡 部 陽 一 | 人事部長 |
| 小 林 正 樹 | 本部労務・勤務環境課長 |